

「国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託」  
受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務に生かすことのできる過去の実績があるか等
- (2) 本市や調査対象地域の現状及び地域特性を把握しているか等
- (3) 調査の趣旨・目的の十分な理解に基づいた具体性のある提案であるか等
- (4) 独自の発想・視点を持った提案であるか等
- (5) 取組意欲が感じられるか等
- (6) 理解力や専門技術力はあるか等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会の設置)

第5条 プロポーザルの評価にあたっては、国際園芸博覧会輸送アクセス検討業務委託プロポーザル評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置し、次の各号に定める事項につ

いて、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の集計及び報告
- (3) ヒアリング

2 委員会に委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長 政策局総務部長

委員 政策局総務課長

都市整備局市街地整備推進課上瀬谷担当課長

都市整備局都市交通課長

道路局企画課上瀬谷担当課長

3 評価委員会は、委員の定足数の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

4 委員長は、評価結果を政策局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必要事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附則

この要領は、令和元年7月2日から施行する。